平成 23 年 12 月 22 日

各　位

会 社 名　　アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　髙森　幸太郎
（コード番号：9318　東証第 2 部）
問合せ先　　経営企画部長　　上野　弘行
（TEL：03-5638-8562）

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行、及び新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、当社の経営の刷新及び事業の再生を実行するため、本件第三者割当を条件として、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本件株主総会」といいます。）において、新たな役員の選任について併せて承認を求め、経営陣を増員することも予定しています。

なお、本件第三者割当は、本件株主総会において承認されることを条件としております。

併せて、当社は、上記取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することの決議を取締役会に委ねることに関して承認を求める議案を本件株主総会に提案することを決議しており、同日開示しております。

なお、当社取締役会が平成 23 年 11 月 29 日に決議を行った第三者割当の実施について、同 12 月 9 日に取り消し（有価証券届出書取り下げ）の決議を行い、日程等を変更して本日付で改めて実施の決議を行うに至った理由は下記の通りです。

当社は株主名簿管理業務を信託銀行に委託しており、同信託は株主宛名印刷作業及び株主総会招集通知封入作業を印刷会社に委託しております。当社が当初の日程である平成 24 年 1 月 13 日に臨時株主総会を開催するためには、法定上は招集通知を 12 月 29 日までに発送する必要があります。当社は、スケジュールに関して同信託に十分な確認を行うことをせず、同信託及び同印刷会社に株主特定、宛名印刷、封入の作業を急いで頂くことによって、基準日 12 月 14 日の 15 日後である 12 月 29 日に発送が可能であると想定し、平成 23 年 11 月 29 日に取締役会決議を行いました。しかしながら、その後の同信託の説明により、招集通知の発送は最速でも 1 月 12 日となることが判明し、その結果、当初の日程での臨時株主総会の開催及び第三者割当の実施が不可能となることが判明したためです。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

１．募集の概要

（株式）

（1）	払込期日	平成 24 年 2 月 24 日
（2）	発行新株式数	当社普通株式 80,000,000 株
（3）	発行価額	1 株につき金 10 円
（4）	調達資金の額	金 800,000,000 円
（5）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 Itso Limited　25,000,000 株 Victory Domain Limited　15,000,000 株 のぞみ 1 号投資事業有限責任組合　40,000,000 株
（6）	その他	上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 2 月 17 日開催予定）において第三者割当に関する議案が承認されること、及び、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（注）割当予定先は、当社との間で払込期日までに総数引受契約を締結するものとし、払込期日までに総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないことになります。

（第 9 回新株予約権）

（1）	割当日	平成 24 年 2 月 24 日
（2）	新株予約権の総数	80,000 個
（3）	払込金額	0 円
（4）	当該発行による潜在株式数	80,000,000 株
（5）	資金調達の額	1,200,000,000 円（新株予約権行使分）
（6）	行使価額	15 円
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 Victory Domain Limited　32,000 個 DRAGON CAPITA　LIMITED　15,000 個 天華行有限公司　16,500 個 Rainbow Oasis Investments Limited　16,500 個
（8）	行使期間	平成 24 年 2 月 24 日から平成 26 年 2 月 23 日まで
（9）	その他	上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 2 月 17 日開催予定）において第三者割当に関する議案が承認されること、及び、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（注）割当予定先は、当社との間で割当日までに総数引受契約を締結するものとし、割当日までに総数引受契約を締結しない場合は、当該新株予約権に係る割当は行われないことになります。

２．募集の目的及び理由

当社は、2004 年に投資事業に参入して以来、投資先企業への資金・人材の投入による企業活性化支援ビジネスをコア事業としてまいりました。しかしながら、2006 年 1 月のライブドア・ショック以降、投資先企業の株価下落等により、当社の経営成績・財務状況は急速に悪化し、当社の企業価値は大きく毀損することとなりました。

2006 年 7 月には「医療・ヘルスケア事業推進プロジェクト」を発足させ、メディカル事業を新たな成長戦略として位置付けました。当初の計画では、ファンドを通じた病院不動産流動化を行い賃貸収入・売却益を上げ、当社自身も医療周辺事業に参入する予定でしたが、資金調達等の問題から進展の目処が立たなくなりました（2010 年 7 月には同事業から撤退しております）。

2007 年 9 月の当社臨時株主総会では、現任代表取締役である髙森幸太郎を含む取締役 4 名が新たに選任

され、新経営陣のもとで再出発をいたしました。新経営陣は、当社の毀損した市場価値及び市場における信頼を回復するため、「財務内容の健全化」と「収益事業の確立」を喫緊の課題として取り組んでまいりました。「財務内容の健全化」につきましては、旧経営陣のもとで投資してきた株式の売却を進め、現在ではそのほとんどの売却を完了しました。しかし、そうした「過去の整理」に当初の想定以上の時間を要した結果、「収益事業の確立」につきましては目立った成果が上がっていない状況であります。

このような状況の中、当社は、成長戦略の一環として、今後も高い成長が見込まれる中国を重点市場として位置づけており、中国市場における新たなネットワークの構築や投資案件の発掘が、今後の当社の成長拡大を実現する上で重要であると考えております。日本にとって中国が最大の貿易相手国になった現在、日中間の経済的なつながりはますます緊密になってきています。日本企業にとって中国は必要不可欠な生産拠点であると同時に、消費市場としての重要性が増しています。

そして、来年 2012 年は日中国交正常化 40 周年にあたります。後述の通り、本件第三者割当増資の実施に伴い、中国の大手商業銀行や輸出入銀行で要職を歴任された羊子林氏が会長（取締役ではありません。）に就任し、投資案件の発掘や評価、及び日本企業が中国市場に進出する際の中国側パートナー選定などを行い、また、田中角栄総理大臣の首相秘書官として日中国交正常化に尽力し、外務省アジア局長及び大手金融機関等の顧問を歴任された木内昭胤氏が取締役会長として当社経営に参画することにより、当社が日本と中国及びアジア各国との架け橋になれるよう、日本企業の中国進出及び中国企業の日本進出に尽力いたします。

事業を発展させていくための資金調達の方法についても、これまで様々な選択肢を検討してまいりました。当社は 5 期連続で赤字を計上し、当期純損失は 2007 年 3 月期約 183 億円、2008 年 3 月期約 16 億円、2009 年 3 月期約 13 億円、2010 年 3 月期約 25 億円、2011 年 3 月期約 17 億円となりました。財務状態も、2011 年 3 月期連結決算において純資産 443 百万円、自己資本比率 15.3%まで低下している財務状況に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達を実施することは困難であり、資本性の資金調達を通じて自己資本の増強、自己資本比率の向上をはかることが適切であると判断いたしました。また、今回の発行予定額は、当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であり、現在の資本市場の状況並びに当社普通株式の株価水準及び株式流動性を勘案すると、公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であります。その結果、第三者割当増資という方法が最適であるという結論に至りました。

現時点での当社の発行済株式数は 94,863,629 株、授権資本枠は 330,000,000 株（ただし、本件株主総会にて授権資本枠拡大の決議を行う予定）であり、発行可能株式総数は 235,136,371 株です（後述の第 8 回新株予約権（70,000,000 株相当）を全量取得・消却した場合を仮定）。1 株 10 円で新株式発行を行う場合、最大で約 23.5 億円を調達できる計算になりますが、最近の経営成績の低迷が影響し、新株式発行による調達は投資家 3 社に対して 1 株 10 円で 8,000 万株を割り当てることによる 8 億円にとどまりました。しかし、経営成績が上向き株価が上昇することを期待している投資家 4 社（うち 1 社は新株式と共通）に、新株式発行価額の 1.5 倍となる行使価額 1 株 15 円で 8,000 万株分の新株予約権を引き受けて頂けることとなり、当初行使価額で全て行使された場合に調達できる金額は 12 億円となりました。

当社は、慎重な調査及び検討を重ねた結果、当社の第 1 位株主である SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD が所属する SUN HUNG KAI & CO. LIMITED（香港地場最大手の投資銀行グループ、香港メインボード上場、以下、「サンフンカイ」といいます。）の連結全額出資子会社である Itso Limited（以下、「Itso」といいます。）、同じく香港メインボードに上場している COL Capital Limited（以下、「COL」といいます。）の連結全額出資子会社である Victory Domain Limited（以下、「Victory」といいます。）、及び当社への出資が可能であり、人材のネットワーク・金融手法・ノウハウを駆使し、当社グループの事業に対し優れた提案力を有する投資のプロフェッショナルであるのぞみ株式会社が運営するのぞみ 1 号投資事業有限責任組合（英文表記 Nozomi Fund Ⅰ,L.P. 以下、「のぞみ 1 号」といいます。）に本新株式を引き受けていただくことが、必要不可欠であると判断いたしました。

また、当社は、上記の通り本新株式を引き受ける Victory に加え、純投資目的を有する DRAGON CAPITAL LIMITED（以下、「DRAGON」といいます。）、天華行有限公司（以下、「天華行」といいます。）、Rainbow Oasis Investments Limited（以下、「Rainbow」といいます。）に対し、第三者割当により本新株予約権を割り当てることを決議いたしました。本新株予約権の発行により資金調達の多様化をはかり、また、当社の事業計画に十分な理解があり、当社の企業価値向上に向けてご提案をいただける割当予定先への本新

株予約権発行により資金調達を行うことが妥当であると判断したものであります。
本件第三者割当により大幅な希薄化が生じますが、本件第三者割当による資本性資金の調達を通じて、後述する案件をはじめとする事業に投資することが、当社の企業価値向上につながり、ひいては既存株主の皆様にも貢献できると確信しております。

本新株式の割当予定先である Itso が所属するサンフンカイ及びその関係会社（以下、「サンフンカイグループ」といいます。）は、香港のみならず、中国における優れた投資実績や優良な中国企業との幅広いつながりを有しております。サンフンカイグループは、当社と相互に協力し、黒字で技術力やブランド力を有する日本企業や積極的な中国展開を狙う日本企業を、中国、香港、台湾等の会社と資本提携や業務提携でつなぐことを積極的に行い、中国及び香港市場での IPO を目指し、中国展開における資金調達を後押しいたします。
Victory の全額出資親会社である COL は、有価証券売買、投資、金融サービス、不動産投資の事業を行っており、香港を拠点に、豊富な中国への投資経験や人脈、知識を有しております。
のぞみ 1 号の業務執行組合員であるのぞみ株式会社は、日本の大手企業、優良企業及び機関投資家等と強い関係を持っております。のぞみ 1 号が当社に出資した後、それら企業や投資家をサンフンカイグループと COL の中国ビジネスや羊子林氏の中国における関係に結びつけることを通じて、当社事業を強化・発展させ、企業価値を向上させることに大きく貢献すると認識いたしました。
本新株予約権の割当予定先である DRAGON は、約 20 年にわたり、香港を拠点に中国を中心とするアジア投資を積極的に行っています。
また、天華行は、韓国の実業家一族の資産管理会社で投資事業を行っています。
Rainbow は、ニュージーランドに所在する投資会社です。
当社は、将来的に中国だけではなく、韓国、資源が豊富なオーストラリア、ニュージーランドを含む環太平洋地域における投資会社にまで発展できるよう邁進していきます。

本件株主総会において定款変更を含むすべての議案が承認された場合、当社取締役の員数は現行定款上の 7 名から 9 名となり、本新株式の割当予定先であるのぞみ 1 号が 4 名の新任取締役候補を指名します。その 4 名は木内昭胤氏、船戸義徳氏、チャー　チェンロン氏、高山直樹氏で、船戸義徳氏が代表取締役に就任する予定です。現任 5 名の取締役（常勤取締役 1 名、非常勤取締役 1 名、社外取締役 3 名）はこれまで通り経営にあたります。過去の経営陣のもとで行われた投資案件の処理は、現経営陣のもとでほぼ完了したものの、処理に当初の想定を上回る時間を要し、企業価値が損なわれる結果となったことに鑑み、現任代表取締役の髙森幸太郎は、本件株主総会後常勤取締役となり、過去の経験を活かして当社の中国・香港投資に関与するほか、訴訟等過去の案件の処理を進めます。
また、本件第三者割当の実行後、のぞみ 1 号が指名する羊子林氏が当社会長（取締役ではありません。）に就任する予定です。

現任の取締役で特に中国との関係が深い長原彰弘氏、会長就任予定の羊子林氏及び取締役候補者の略歴は以下の通りです。
現任の社外取締役である長原彰弘氏は、台湾大学法学部卒業後、一橋大学法学部大学院修士課程及び博士課程を修了しており、香港の消費者金融業界の創設者として著名であります。また、2010 年 6 月から駐中国日本国大使を務める丹羽宇一郎氏とも深い親交を持っております。1993 年に香港で亞洲聯合財務有限公司（英文表記 United Asia Finance Limited、以下、「UAF」といいます。）を設立、マネージング・ディレクターとして経営にあたり、その後約 10 年を費やして UAF を香港消費者金融業界のトップ企業に育て上げました。UAF はサンフンカイグループに属し、サンフンカイが 58%を出資しています。UAF は香港に 44 支店、中国に 40 拠点を有し、広東省の深圳、遼寧省の瀋陽及び大連、重慶市、天津市、四川省の成都、雲南省の昆明、北京市等に展開しています。2011 年 9 月 1 日に開催された UAF 北京現地法人のオープニングセレモニーには、北京市長である郭金龍氏が臨席、その模様は中国の国営放送で放映されました。UAF は現在未上場ですが、日本の消費者金融業界の中で、武富士やアイフルの時価総額は絶頂期に 1 兆円を超え

ており、香港・中国の消費者金融市場の今後の伸びがますます期待されます。また、1999 年に香港政府から指名され、消費者金融を含む貸金業者（Money Lenders）の自主規制団体である Hong Kong Money Lenders Association（香港貸金業協会）の初代会長に就任いたしました。同協会の会員は消費者金融、リース、マージンファイナンスを扱う証券会社などで構成され、多くの日系企業も加盟しています。長原氏はこの他にも、社外活動として、母校である台湾大学や香港中文大学、香港城市大学の役員、1878 年に創立された香港の慈善団体である Po Leung Kuk の役員など、学問や社会奉仕の分野でも数々の組織の役職に就任しています。

羊子林氏は、中国銀行（BANK OF CHINA）副代表取締役（1995 年～1997 年）、中国工商銀行副頭取（1997 年～1999 年）、中国輸出入銀行代表取締役兼頭取（1999 年～2005 年）及び渤海銀行設立に伴い代表取締役兼頭取（2005 年～2009 年）を歴任いたしました。中国工商銀行の時価総額は世界の金融機関の中で第 1 位であり、13 兆円を超えます（2011 年 9 月 30 日時点、以下同じ。）。全国規模の株式商業銀行であり、天津を中心とする渤海経済圏の金融機能を担う渤海銀行では、初代董事長（代表取締役）を任されました。また、10 年以上にわたって中国銀行の東京オフィスや支店に勤務された経験を持ちます。現在の駐日本特命全権大使である程永華氏とも親交があり、中国を代表する国際金融の投資銀行家です。羊氏は、中国及び日本の金融機関や事業会社などの財界トップ人脈を活用し、企業価値向上に向け精力的に当社再生の一角を担います。具体的には、羊氏が資金調達や投資先の企業価値向上のために、金融機関や中国政府との交渉で支援した中国屈指のベンチャーキャピタルである金沙江創業投資基金（英文表記 GSR Ventures　以下、「GSR 社」といいます。http://www.gsrventures.cn/en/index.html 参照）と共同投資を進めていきます。羊氏が詳細に把握している投資案件の中でも、日中両国の国策に合致し、技術発展に寄与する投資案件に共同投資いたします。

木内昭胤氏は、東京大学法学部卒業後、外務省に入省し、田中角栄総理大臣の首相秘書官として、日中国交正常化に尽力いたしました。また、アジア局長（1980 年～1983 年）、マレーシア大使（1983 年～1986 年）、タイ大使（1986 年～1989 年）、フランス大使（1989 年～1992 年）を歴任しました。外務省退官後は、大手金融機関やファンド、その他の会社顧問、役員を歴任いたしました。また、木内家は三菱財閥の創業家である岩崎家、第一国立銀行の創始者・渋沢栄一の渋沢家及び福澤諭吉の福澤家と姻戚関係で結ばれています。戦後のアジア外交で卓越した実績を残された日本を代表する外交官の一人であり、世界各国の政・官・財界の中枢や要人とのネットワークを築き上げております。

長原彰弘氏、羊子林氏及び木内昭胤氏は、これまでの経歴を踏まえて、当社が日本と中国・アジア諸国との架け橋になれるよう、日本企業の中国進出及び中国企業の日本進出に尽力いたします。また、そのための人材育成にも力をいれていきます。

のぞみ株式会社の代表者である船戸義徳氏は、東京大学経済学部を卒業後、野村證券のエクイティ部門で様々な業務を経験し、メリルリンチ日本証券投資銀行部門のマネージング・ディレクターとしてエクイティソリューショングループのヘッドを務めました。主に自己資本を活用したエクイティビジネス全般を扱い、資本政策全般及びエクイティ投資全般、優先株投資、Pre-IPO 投資、M&A ファイナンス、合併、買収、共同事業などにおいて豊富な経験と幅広いネットワークを有しています。メリルリンチ日本証券を退職後、木内昭胤氏とともに、日本から中国・香港への投資事業を本格的に始める構想を練り、実現化に向けて動いてきました。

チャー　チェンロン氏は、日本とアジアにおけるビジネスや投資経験を持つマレーシア出身の華僑で、日本在住は 16 年を超え、日本語・中国語・英語を含む 6 ヶ国語が堪能です。上智大学経済学部を卒業後、野村総合研究所で IBM やオラクル等世界の先端 IT 企業とのアライアンス・パートナーシップを構築し、また YRP 事業開発研究所では日本と海外の無線技術移転及び事業開発を担当し、WiMAX 技術や無線 LAN 映像技術の事業化に貢献しました。その後、アントキャピタル社において、日本とアジアのベンチャー投資及び事業支援を担当し、中国のテレビ通販、韓国のオンラインビデオ、日本のソーシャルゲーム企業に投資を行い、企業価値の創出に尽力しました。チャー氏は、アントキャピタル社を退職後、マレーシアの実家の家業にかかわっておりましたが、船戸氏より中国・香港人脈の紹介を依頼され、船戸氏をサンフンカイと長原彰弘氏に引き合わせたことをきっかけに、船戸氏、木内氏とともに当社経営に参画する準備に加わりました。なお、後述ののぞみ 1 号の資金の 97.8%を出資する予定である Cher Yeong How 氏は、チャー　チェンロ

ン氏の実父です。
高山直樹氏は、東京大学工学部を卒業後、ゴールドマン・サックス証券の金融商品開発本部で金利、為替、クレジットデリバティブの商品開発を行いました。その後、メリルリンチ日本証券では投資銀行部門において、製造業、航空業、消費財関連企業等の大型案件・クロスボーダー案件でファイナンス、資本提携を含むM&A アドバイザリー業務に従事しました。メリルリンチ日本証券を退職後、資産管理コンサルティング会社を経て、2010 年 10 月当社に入社いたしました。大学の工学部出身の理系分野の知識及び証券会社で働いた経験と金融の専門知識が、当社の今後の投資事業において極めて重要な役割を果たすと判断したのぞみ 1 号が、高山氏を新任取締役候補として指名しました。
当社とのぞみ株式会社は、当社が経営理念の実践として、アジアの資本市場を活用して日本と中国及びアジア企業の橋渡しのプラットフォームとなることを具体的に実現していくためには、アジアの歴史・文化・商習慣及び金融商品・資本市場に精通している経営陣を増員する必要があると判断いたしました。のぞみ株式会社の代表取締役である船戸義徳氏の以前からの知り合いの方々の中で、上記を実行するのに適任であると判断したのが今回の船戸義徳氏を除く 3 名の新任取締役候補です。

本件第三者割当の目的は、サンフンカイグループ、COL 及びのぞみ株式会社が持つ経営資源を当社が活用することで、早期に当社の経営の建て直しをはかり、今後の成長戦略につなげていくことを企図するものであります。すなわち、本新株式発行に基づき、3 社の強みを活かして、日本国内のみならず中国を視野に入れたアジアを中心とする新たな事業展開を行い、また、資金調達の一環として本新株式と本新株予約権発行を行うことにより財務基盤を安定させ、強固な財務体質を背景とした投資案件の選択と集中を推し進め、経営の抜本的な建て直しをはかってまいります。
また昨今、新エネルギー、新素材、バイオ技術、省エネ、環境保護など多方面において、日中の企業間に技術交流及び提携のニーズが増えています。しかし、長い間、企業が個々の企業ベースによりビジネス活動を行っていたため、日本側の先進的な経営理念及び技術・製品を中国の巨大な市場・資金にマッチングさせることが十分に出来ていませんでした。当社は今後、日中両国の市場及び技術情報をタイムリーにフィードバックし、ビジネスの相違を解消させ、日中両国の産業分野の技術交流を実現し、更に産業と技術協力を促進するプラットフォームになるよう邁進いたします。

のぞみ株式会社からの提案により、今後具体的に進めていく業務は、主に以下 8 つを予定しております。
(1) 中国屈指のベンチャーキャピタルである GSR 社との共同投資
羊子林氏から助言を受け、リスクをコントロールしてハイリターンを狙える企業のみを厳選して投資を行う予定です。具体的には、①世界トップの技術をもつ企業、②最高水準の教育を受けたマネージメントチームの存在する企業、③中国の国策に沿った事業内容であり、税制、許認可などで政府支援が得られる企業、④中国で金融機関からの支援が得られる企業、⑤近い将来、中国やアメリカ等の株式市場で高い評価が得られる可能性が高い企業に投資するという方針を持っています。そのため、羊氏の紹介により、中国国内屈指のベンチャーキャピタルである GSR 社が投資する優良案件に共同投資いたします。すなわち、羊氏が資金調達や投資案件の企業価値向上のために金融機関や中国政府との交渉で支援したファンドが有する投資ポートフォリオ数十社のうち、羊氏自らが選んだリスクがコントロールできて高いリターンを期待できる銘柄に共同投資いたします。GSR 社は 2004 年に設立され、現在までに約 50 社に投資しました。2011 年 7 月に 4 つ目の投資ファンドをクロージングし、約 3.5 億米ドルの資金を集めました。ほとんどの既存の投資家が追加出資する形となりました。4 つの投資ファンドを合わせると、GSR 社が管理する全体の資金は 10 億米ドルを超えました。4 つのファンド全てに出資した LP のうちの 1 つであり、運用資産が約 118 億米ドルでシリコン・バレー最大級の投資家である Horsley Bridge Partners のマネージング・ディレクターである Gary Bridge 氏が、「GSR 社は 2011 年 7 月にクロージングした今回のファンド募集でもっと資金を集めてもいいはずだが、彼らは堅持と集中を選んだ。これからも引続きポテンシャルの高いハイテクやイノベーションのある企業に選択し投資する。我々は GSR 社のパフォーマンスが世界トップのベンチャーキャピタルに匹敵すると信じている」とコメントしています。GSR 社の創業 CEO である James Ding 氏は北京大学、UCLA 大学院、UC バークレイの MBA を卒業し、アメリカで初の中国企業上場となった AsiaInfo-Linkage を設立

しました。現在も百度（Baidu、バイドゥ）の社外取締役を務めています。百度は時価総額が約 3 兆円の中国最大の IT 企業です。GSR 社のポートフォリオは半導体とインターネット関係の会社が多く、最近は中国政府が国策として支援する分野である LED や太陽電池、ニューエネルギー等グリーンテック分野に積極的に投資しています。投資先は土地取得や工場の税制優遇策など、地方政府から次々と支援を得ています。代表的な成功事例としては、2011 年 5 月に投資先の NetQin というモバイルセキュリティ会社がアメリカ NYSE で上場し、IPO 時価総額は 5 億米ドルを超えました。その他の投資先の中で有名なものとしては、

LatticePower: MIT の Technology Review に選ばれた唯一の LED 企業。GSR 社は 2 億米ドルを拠出し、江蘇省常州の武進ハイテク産業開発区に LED 照明産業園区を建設しています。同産業園区では LED チップ製造、LED 電球製造および開発センターの 3 プロジェクトを展開しています。GSR 社のマネージング・ディレクターである伍伸俊氏は、「プロジェクトの将来性に期待しています。武進ハイテク産業開発区の LED 産業チェーンは GSR LED 照明産業園区を大きく発展させるでしょう」と述べました。武進ハイテク産業開発区はこの数年間、LED 照明産業整備を推進し、江蘇省唯一の LED 照明ハイテク産業拠点を建設、国立 LED 検査センターを誘致しています。

AdChina： 中国最大アドネットワーク運営会社。IPO 申請中

Qunar： 中国最大旅行検索サイト

Lashou： 中国トップ 3 フラッシュマーケティング

Moonbasa: 中国大手オンラインファッションブランド

SEEO： 新世代リチウムイオン電池開発

などの企業があります。

(2) 中国最大手金融機関との Pre-IPO 共同投資

今後中国では成長が有望な企業の上場が多数控えております。2010 年の世界各国の IPO による資金調達金額は、1 番目の中国本土で約 8.4 兆円、2 番目の米国で約 3.1 兆円、3 番目の香港で約 1.8 兆円、日本で約 1.2 兆円となっています（出所：The Wall Street Journal 、1 米ドル=80 円と仮定）。世界の金融機関の時価総額において 2 番目で時価総額が 13 兆円を超える中国建設銀行、及び当社会長に就任予定の羊子林氏が持つ中国金融界の強力なネットワークを活用し、有望な Pre-IPO の投資案件に積極的に共同投資を行う予定です。中国建設銀行の Pre-IPO 投資のトラックレコードはレバレッジを加味しない年率で 20%を超え、この 5 年間で 40 件を超えています。また、中国における大型投資案件については、日本の事業会社や金融機関に紹介及び仲介を行い、その中でも特に優良な案件については有力な機関投資家と共同投資いたします。

(3) 中国同仁医院と日本の有力大学病院による業務・資本提携仲介と共同投資

中国の同仁医院（http://www.chinatrh.com/English/参照）と日本の有力な大学病院との業務・資本提携を当社で進めており、当社は同大学病院とともに同仁医院に資本参加する予定です。同仁医院の歴史は、北京同仁医院が清朝末期の 1886 年に創設されたところから始まり、伝統ある同仁ブランドは、中国において高い医療技術、高品質な医療サービスの象徴になっています。同仁医院は、総合病院では北京に約 1600 床を有する北京同仁医院、南京に南京同仁医院、雲南省昆明に昆明同仁医院があります。また、眼科の専門病院は北京市と江西、河南、雲南、浙江各省に 5 つあり、高齢者向け優良住宅は南京、昆明の 2 都市で展開しています。今後同仁医院は、日本の有力病院と提携し、また中国で税制優遇のメリットを享受しながら同仁ブランドの病院展開を加速化させ、中国の株式市場において病院事業における第 1 号上場案件となることを目指しております。また、同仁医院は病院周辺事業においても、日本の有力な大学病院と合弁会社を設立し、早期の IPO を目指す計画を持っており、合弁会社が設立される際には当社も資本参加する予定です。

諸外国において、病院事業は株式会社化されている場合が多く、そのうちトップ 3 に入る会社には、

①Fresenius Medical Care AG & Co.はドイツに本籍があり、売上は約 9000 億円、時価総額は約 1 兆 4900 億円。

②Express Scripts, Inc.はアメリカに本籍があり、売上は約 3 兆 3000 億円、時価総額は約 1 兆 3200 億円。

③HCA Holdings Inc.はアメリカに本籍があり、売上は約 2 兆 3000 億円、時価総額は約 7200 億円。

があります。

(4) 中国と日本の外食チェーンによる業務・資本提携仲介と共同投資

当社は、中国で小売業及び外食業を営む Sport100 International Holdings Limited（以下、「Sport100」といいます。http://www.sport100.com.cn/参照）と日本の外食チェーンとの業務・資本提携の仲介を進めており、中国全土で日本の外食業を FC 展開する事業を創り出し、急速に FC 展開をする際の成長資金を当社が提供し、上海や香港などの市場で早期の IPO を目指します。Sport100 の小売店は、中国全土の主要 16 都市に 60 店舗を展開し、2010 年度の売上高は約 10 億人民元を計上しました。日本の外食業の中国進出の成功事例の 1 つに味千ラーメンがあり、2010 年の中国国内の飲食関連企業では上位 100 強のうち 11 位にランクされ、ファストフードチェーンとしては中国の国内最大手とされています。2007 年 3 月に香港メインボードで上場した時は日本円で 1000 億円以上もの時価総額がつきました。当社は、Sport100 と共同展開する外食業を早期に上場させることにより、第 2 の味千ラーメンと言われる様な成功事例をつくることを目指します。

以下(5)～(8)は、実際に交渉を進めているものの、投資金額や投資時期が流動的である案件です。

(5) 日本のアパレル会社の中国進出サポートと共同投資

日本のアパレル会社の中国進出の資金を提供し、中国市場への進出の成功事例となること、及び早期の IPO を目指します。

(6) 中国の金融・不動産を中心とする企業グループの日本における投資アドバイザリー業務

証券会社、銀行及び上場会社数十社からなる中国最大級の企業グループとアドバイザリー契約を締結し、同グループが日本の企業及び不動産等への投資を行うにあたり、アドバイザリー業務を行います。

(7) 香港・マカオのアミューズメント企業と日本企業による業務・資本提携仲介と共同投資

香港で上場している結好控股有限公司（英文表記 Get Nice Holdings Limited 以下、「ゲットナイス社」といいます。香港メインボード 00064）が日本で提携の候補先を探しており、当社は日本のアミューズメントの創出力のある企業とゲットナイス社の業務・資本提携の仲介を進めております。ゲットナイス社は金融業を運営しながら、マカオでは観光業及び小売業を運営するマカオグランワールドを展開しています。また、ゲットナイス社は 2011 年に台湾新光グループと資本・業務提携を結びました。ゲットナイス社に 5%出資する大株主となった台湾新光グループは 1945 年創立、傘下に上場企業 8 社を有し、総資産約 5 兆円を誇る有力大手グループで、長年にわたり日本の三越百貨店と提携していることでも有名です。

(8) 日本の機関投資家による中国の「健康都市」開発事業への資本参加仲介と共同投資

上海市場で上場している時価総額約 3,000 億円の不動産開発・販売会社である金地集団（英文表記 Gemdale Corporation）の創業者で 12 年間 CEO を務めていた張華綱（英文表記 Zhang Hua Gang）氏と共同で、不動産開発プロジェクトを日本の事業会社や金融機関に紹介及び仲介し、有力な事業会社や機関投資家と共同投資及びファンド募集を行う予定です。同氏は、ニューヨーク大学の MBA を取得し、同氏が創業した金地集団は 60 以上のプロジェクトで総床面積 10,000,000 ㎡以上の不動産開発の実績があります。金地集団は北京、上海、深圳、武漢、西安、瀋陽等全国 19 都市で住宅・商業施設の開発・分譲事業を展開する上海取引所上場の総合デベロッパーで、中国不動産協会等による中国不動産デベロッパーの評価（中国不動産百強企業研究報告）では、全国 8.7 万社中 Top10 にランクされています。今回の不動産開発は、高齢者向け住宅、最高級の医療サービス施設、環境に配慮した住居を含む都市開発であり、中国における都市型健康産業のイノベーションとオペレーションが行われる「健康都市」の分野でリーダーになることを目指しています。また、今回の不動産開発では、上記(3)の中国同仁医院と業務提携を結び、病院施設を併設することを視野に入れております。

本件第三者割当及び役員選任を含む全議案が本件株主総会において承認されれば、その他の案件も順次進めていきます。

なお、のぞみ株式会社のアドバイザリーボードには松島克守氏、山田太郎氏、大嶽浩司氏、太田隆治氏がおり、本件株主総会後、当社のアドバイザー（顧問）に就任していただき、上記 8 案件を含む当社の今後のビジネス各分野において、各氏の助言、指導を受けていく予定です。

松島克守氏は、1997 年 2 月に世界最大手の会計事務所の日本法人、プライスウォーターハウスクーパー

ス経営コンサルタント部門の常務取締役に就任し、経営戦略、IT 戦略、SCM・ERP プロジェクトの指導等を行いました。1999 年 8 月から東京大学・大学院　工学系研究科教授（技術経営戦略学専攻）、総合研究機構・機構長、イノベーション政策研究センター・センター長等を歴任し、現在では東京大学名誉教授及び一般社団法人　俯瞰工学研究所で所長及び代表理事に就任しています。主な著書に『エレクトロニクスコマースの衝撃』、『CALS 戦略と EC 電子商流』、『IT で会社を変える』、『CIM 製造業の情報戦略』他があります。

山田太郎氏は、アンダーセンコンサルティング、プライスウォータハウスクーパース経営コンサルタント部門にて製造業向けのコンサルティングに従事した後、自ら製造業専門コンサルティングのネクステック株式会社を創業、実質 3 年半の短期間で東京証券取引所マザーズに上場させました。更に、中国上場企業の兆維電子集団の情報子会社をはじめ、中国企業の買収も行いました。また、東京大学工学部講師等 10 年以上現役の教官として研究や学生の指導にもあたっています。中国でも北京航空航天大学名誉教授として、また清華大学研究院でも講師として CPO の講座を開設しています。山田氏は、現在、株式会社ユアロップの代表取締役社長です。ユアロップ社は、日本の技術系企業による中国市場への進出や資金調達に対する支援を行っており、香港または中国株式市場で IPO を目指す複数の案件を有しています。当社は、日本の高い技術を有する企業や技術の目利きである山田氏にアドバイザーとして参画していただくとともに、ユアロップ社との提携も行う予定であります。

大嶽浩司氏は、東京大学医学部を卒業後、日本、オーストラリア、アメリカの病院で医師として働いた経験を持っています。シカゴ大学で MBA を取得後、著名なコンサルティングファームであるマッキンゼーにて、製薬企業の新薬マーケティング戦略、医薬品承認に関わる独立行政法人の人材戦略やナショナルセンター病院の臨床研究戦略などに携わり、関係省庁・国会議員・政府委員会・関連団体（医療関係者、患者団体）と継続的に議論を行う社内シンクタンク事業にも参画しました。現在は、帝京大学医療情報システム研究センターの准教授であり、臨床医として勤務すると同時に、病院の経営企画の中心を担っています。

太田隆治氏は、東京大学医学部を卒業しており、今後当社は、医療事業において助言、指導を受けていきます。

このように、当社は、サンフンカイグループ、COL、及びのぞみ株式会社との協業により、将来の成長拡大に向けて、上記の施策を確実に実行することにより、強固な財務基盤を背景とした事業投資及び協業によるアジア戦略を中心とした事業シナジーを創出して、収益向上を実現させることが可能であると考えております。新しい経営陣が培ってきた経験・ネットワークを最大限に活用し、日本および中国を中心としたアジア地域における投資事業を展開し、投資機会の拡大と事業創造を目指します。

なお、下記「3．（2）調達する資金の具体的な使途」でご説明するように、本新株式の割当により調達する資金のうち海外投資資金として予定している 590 百万円は、平成 24 年 3 月までに投資が完了する予定であり、また、本新株予約権の行使により調達する資金 1,200 百万円については、平成 24 年 2 月から平成 25 年 12 月にかけて投資を行っていく予定です。当社は、平成 24 年 3 月までの投資の結果を踏まえ、平成 24 年 4 月以降、できるだけ早い時期に中期経営計画を作成して開示を行い、その後の投資の進捗状況及び結果を踏まえ、当該中期経営計画の見直し・更新を行っていく予定です。

臨時株主総会等の日程（予定）

①　取締役会	平成 23 年 12 月 22 日
②　臨時株主総会招集のための基準日	平成 24 年 1 月 6 日
③　臨時株主総会	平成 24 年 2 月 17 日
④　払込期日	平成 24 年 2 月 24 日
⑤　新株式・新株予約権の割当日	平成 24 年 2 月 24 日
⑥　新株予約権の行使期間	自　平成 24 年 2 月 24 日　至　平成 26 年 2 月 23 日

*上記②に記載の臨時株主総会招集のための基準日設定に関する公告の方法は、電子公告（当社ホームページに掲載）となります。当社ホームページは、http://www.aah.co.jp/です。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

合計 2,000,000,000 円（差引手取概算合計額： 1,980,000,000 円）

（内 訳）

① 第 三 者 割 当 に よ る 本 新 株 式 の 発 行 800,000,000 円

（差引手取概算額：790,000,000 円）

② 第三者割当による本新株予約権の発行 1,200,000,000 円

（本新株予約権行使分：1,200,000,000 円 差引手取概算額：1,190,000,000 円）

なお、本新株予約権が権利行使期間内に行使が行われない場合、上記金額は減少いたします。

（注）発行諸費用の内訳は主に弁護士費用（8,500,000 円）、反社会的勢力に関する調査及び信用調査費用（2,500,000 円）、登記費用、新株予約権公正価値算定費用、その他費用を含め概算で約 20,000,000 円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株式による手取概算額の使途は、事業運転資金に 90 百万円、Join Capital Limitedへの借入金返済に 110 百万円、中国を中心とするPre-IPO企業への投資に 590 百万円を予定しております。その内訳は下表の通りです。

本新株予約権行使に伴う調達見込額の使途は、中国を中心とするPre-IPO企業への投資に 900 百万円を予定しており、その内訳は下表の通りです。その他、中国への進出を拡大してより一層の成長が見込める日本国内企業への投資に 290 百万円を使用する予定であります。

詳細につきましては、「２．募集の目的及び理由」をご参照下さい。

	具体的な使途	調達金額（百万円）	支出予定時期
新株式の発行	事業運転資金（200 百万円） ・人件費及び経費（90 百万円） ・Join Capital Limited への借入金返済（110 百万円） 海外投資資金（590 百万円） （中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金） ・中国大手ベンチャーキャピタルとの共同投資（前記(1)の複数案件に 250 百万円） ・中国大手金融機関との共同投資（前記(2)の複数案件に 140 百万円） ・大手病院への投資（前記(3)に 200 百万円）	800 百万円 （790 百万円）	平成 24 年 2 月～ 24 年 3 月
新株予約権の行使	海外投資資金（900 百万円） （中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金） (A)中国大手ベンチャーキャピタルとの共同投資（前記(1)の複数案件に 300 百万円） (B)中国大手金融機関との共同投資（前記(2)の複数案件に 400 百万円） (C)日本企業との協業による中国の飲食関連企業への投資（前記(4)に 100 百万円） (D)不動産開発プロジェクトへの投資（前記(8)に 100 百万円） 国内投資資金（290 百万円） (E)中国への進出を通じて一層の成長が見込める日本国内企業への投資（290 百万円）	1,200 百万円 （1,190 百万円）	平成 24 年 2 月～ 25 年 12 月

（注）1. 上表中、調達金額のカッコ内は、手取概算額です。
2. 本件第三者割当に伴う調達見込額については、海外投資資金として 1,490 百万円、国内投資資金として 290 百万円を使用する予定であります。海外投資の詳細につきましては、上記「２．募集の目的及び理由」にて、今後具体的に進めていく業務(1)～(8)を説明しておりますので、ご参照ください。なお、国内投資につきましては、(1)～(8)には含まれておらず、現時点で具体化している投資先企業はありません。時間をかけて投資先企業を選別し、慎重に投資を行いたいと考えておりますが、平成 25 年 12 月より可能な限り早い時期に投資を行うことを目指しております。
3. 本新株予約権の行使に伴う調達見込額については、行使の進捗状況に伴い、(A)、(C)、(B)、(D)、(E)の優先順位で投資案件を実行する予定です。行使が想定通りに進まない場合、下位の投資案件が実行できなくなる可能性があります。
4. 今回、調達する資金については、上記支出を行うまで当社管理部が当社銀行預金口座にて適切に管理いたします。
5. Join Capital Limited からの借入金 110 百万円の使途は下記の通りです。

具体的な資金使途	金額（円）	支出時期
当社子会社への貸付金（110 百万円）	110 百万円	平成 23 年 5 月

（注）1. 当該借入は、当社子会社である株式会社六合への貸付を通じ、同社の事業運転資金（人件費及び経費）に充当することを予定して実施されたものであり、実際、当初の予定通りに支出されました。このうち、10 百万円は同社から返済を受け、当社の運転資金の一部に充当しております。

４．資金使途の合理性に関する考え方

当社を取巻く厳しい経営環境において、早急に事業を黒字化し、さらなる企業価値の向上をはかるためには、成長基盤の迅速な構築が重要です。そこで、海外市場、とりわけ今後も高い成長が見込まれる中国市場において、今後中長期的に、割当予定先である Itso や Victory を通じてサンフンカイグループや COL のネットワークとのぞみ株式会社のネットワークを当社が活用し、今回の GSR 社や中国の巨大金融機関との共同投資にみられるような日本および中国を中心としたアジア地域における投資事業を展開し、投資機会の拡大と事業創造を展開してまいります。

本件第三者割当は上記の事業戦略のための必要不可欠な資金調達であると考えており、ひいては企業価値及び株主価値の向上に寄与すると見込まれるため、当該資金使途に合理性があると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 第三者割当による本新株式の発行

発行価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（以下、「直前営業日」といいます。）の終値（15 円）から 33.33%ディスカウントの 10 円に決定いたしました。

当社は 2011 年 5 月、COL の全額出資子会社である Join Capital Limited から US$140 万（約 110 百万円）を借り入れ、2011 年 12 月 16 日に全額返済する予定でした。しかし、当社グループの資金繰り上、期限に返済できないことが濃厚になりました。Join Capital Limited との交渉の結果、今回の資金調達案を実現させることを条件に、返済期日を平成 24 年 2 月末まで延長することに同意をいただきました。

また、当社は、返済資金や運転資金のためだけの資金調達では意味がなく、近い将来の黒字化に向けた投資を迅速に実施するための資金が必要であると考えております。資金調達実施後、時間をおかずに投資を実行できるよう、過去 6 ヵ月の間、割当予定先と資金調達の交渉をすると同時に、投資案件の詰めを進めてまいりました。当社が計画している投資案件は有望なものが数多くあり、当社の定款に定められた発行可能株式数から発行済株式数を引いた、残りの発行可能株式数の範囲内でできるだけ多くの金額を調達

することを考えました。
本新株式の発行条件に関しましては、本新株式の割当予定先との間で厳しい交渉を行ってまいりましたが、調達金額が大規模であることに加え、上述の資金繰りに関する時間的制約もあり、発行価額 10 円という条件で合意せざるを得ませんでした。
なお、発行価額（10 円）は、直前営業日から 1 ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（15.43 円）に対し35.19%のディスカウント、直前営業日から 3 ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（14.93 円）に対し33.04%のディスカウント、直前営業日から 6 ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（14.86 円）に対して32.69%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば、本新株式の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本新株式の発行については、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の本件株主総会において、本新株式の発行に関する議案について株主の皆様の承認を得ることを条件としております。

② 第三者割当による本新株予約権の発行
本新株予約権の行使価額は、直前営業日の終値（15 円）と同額の 15 円に決定いたしました。行使価額をこのように設定することにより、希薄化に対し一定の配慮がなされております。
本新株予約権の発行価額につきましては、無償にて発行するものとしております。係る発行価額は、第三者機関（商号：東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 相互永田町ビルディング 2 階、代表者：代表取締役 能勢 元）に算定を依頼した上で決定しております。当社幹部社員と同社社員の間に以前から面識があり、業務遂行に信頼がおけると判断したことから、同社に算定を依頼しました。
本新株予約権の発行条件及び行使により交付された株式の中長期保有に関しては、割当予定先 4 社と粘り強く交渉を行いました。当該 4 社からは、当社が 5 期連続で赤字を計上し、財務状況が悪化していること、資金繰りに余裕がないこと等を理由に、発行価額は無償とする、行使価額は本新株式の発行価額と同じ 10 円とする、及び、行使により交付された株式の中長期保有は求めない、という条件が提示されていました。そこで当社は、当該 4 社以外の国内外の投資家と接触し、当社にとってより有利な条件で新株予約権を引き受けていただける先を探しましたが、見つけることができませんでした。
当社は、前述「２．募集の目的及び理由」でご説明している各具体的案件に投資を行い、今後の当社の成長拡大を実現するためには、本新株式の割当によって調達する 8 億円に加え、さらに 12 億円の資金が是非とも必要であるため、当該 4 社と引き続き交渉した結果、行使価額を 15 円まで引き上げることに同意いただいたものの、発行価額を有償にすることと、行使により交付された株式の中長期保有を確約することには同意いただけませんでした。その結果、株式の中長期保有を確約できない割当先に発行価額無償という有利発行を行うこととなりますが、当社は、この 12 億円の資金が当社の企業価値増大のためにどうしても必要であると判断し、この条件で本新株予約権を発行することといたしました。
本新株予約権の特徴は、当社による任意取得条項を設けていることであります。すなわち、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 1 カ月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 0 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。
任意取得条項を発動する場合は、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超えた場合に発動するとの基準を置いております。その理由は、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過することで、新株予約権による資金調達よりも代替資金調達の方が調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため任意取得条項を発動することが合理的となるためです。
任意取得条項があることは、引受先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得が実施される可能性があることから、経済的な観点からはデメリットとなります。よって、任意取得条項があることは、新株予約権の価格を減価する要因となります。
本新株予約権には、任意取得条項以外の特約的な条項はありません。

なお、上記のとおり、本新株予約権の行使価額は無償としており、本新株予約権の発行は、特に有利な条件での募集に該当すると判断されることから、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の本件株主総会において、本新株予約権の発行に関する議案について、株主の皆様のご承認を得ることを条件としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による本新株式の募集株式数は 80,000,000 株（議決権数 800,000 個）であり、平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式の総数 94,863,629 株（自己株式を除いた議決権数 948,443 個）に対して、議決権において 84.35%の割合で希薄化が生じることになります。

また、本件第三者割当による本新株予約権が当初行使価額（15 円）にて全て株式となった場合の潜在株式数は 80,000,000 株（議決権数 800,000 個）であり、平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式の総数 94,863,629 株（自己株式を除いた議決権数 948,443 個）に対して、議決権において 84.35%の割合で希薄化が生じることになります。

本件第三者割当による希薄化は合計で 168.70%に達します。

なお、2007 年 7 月 2 日発行の「第 8 回新株予約権」の現時点での未行使分は 70,000 個で、行使期限は 2012 年 7 月 2 日です。当社第 1 位株主 SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD が 10,000 個、香港の投資会社 Long Set Investments Limited が 60,000 個を保有しております。当社としましては、行使期限までの間は、行使が実行され当社資本の増強につながる可能性があるため、現時点での保有者に引き続き保有して頂く方針であります。

第 8 回新株予約権の未行使分が全て株式となった場合の潜在株式数は 70,000,000 株（議決権数 700,000 個）であり、上記発行済株式の総数に対して、議決権において 73.80%の割合で希薄化が生じることになります。さらに、本件第三者割当により発行される株式数（潜在株式数を含む）との合計は 230,000,000 株（議決権数 2,300,000 個）であり、上記発行済株式の総数に対して、議決権において 242.50%の割合で希薄化が生じることになります。

第 8 回新株予約権の行使価額、行使による資金調達額及び本件第三者割当実施による行使価額の修正の有無・修正額、資金調達額への影響については以下の通りです。

第 8 回新株予約権の行使価額は、平成 24 年 7 月 2 日まで、毎暦月の第 1 金曜日及び第 3 金曜日（但し、当該日が取引日でない場合は直前の取引日。以下「行使価額修正日」といいます。）を最終日（当日を含みます。）とする 5 連続取引日（但し、当社普通株式の終値（気配値を含みます。）が報告されない日を除く。以下当該連続取引日を「時価算定期間」といいます。）の、株式会社東京証券取引所における毎日の当社普通株式の終値（気配値を含みます。）の平均値の 90%に相当する金額（円位未満は切り上げます。）に修正され（以下本号により修正された行使価額を「修正後行使価額」といいます。）、当該修正後行使価額は、当該行使価額修正日の翌取引日以降適用されます。また、修正後行使価額が 45 円（但し、行使価額の調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、85 円（但し、行使価額の調整を受けます。以下「上限行使価額」といいます。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額となります。

第 8 回新株予約権の未行使分 70,000 個が、下限行使価額である 45 円で仮に全て行使されることがある場合には、31 億 5000 万円分の資金調達が行われることになります。また、第 8 回新株予約権の未行使分 70,000 個が、上限行使価額である 85 円で仮に全て行使されることがある場合には、59 億 5000 万円分の資金調達が行われることになります。

本件第三者割当による本新株式の発行が臨時株主総会で承認され、払込期日である平成 24 年 2 月 24 日（金）の翌営業日である平成 24 年 2 月 27 日（月）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除きます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値で算出される時価と、本新株式の発行価額である 10 円を比べ、10 円が時価を下回る場合は、第 8 回新株予約権の行使価額は調整を受けて小さくなります。その結果、行使価額が調整を受けない場合と比べ、資金調達額が減額されます。

しかしながら、当社は、各割当予定先との間で慎重に協議を重ねた結果、上記「2．募集の目的及び理由」に記載のとおり、財務基盤の建て直しをはかり、将来の成長戦略を実現することが当社の業績拡大、

ひいては企業価値向上に寄与すると考えております。係る企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、本件第三者割当は大規模なファイナンスであるため、株価下落リスクは、通常の規模のファイナンスよりも高いものとなります。株価下落リスクへの対応策としましては、新株式割当予定先との間で設けた 1 年間のロックアップ条項を別にすれば、投資を実行することによって利益を計上し、1 株当たり利益・価値を高めること以外にないと考えております。このように、本件第三者割当は、株価の下落によって既存の株主の皆様にご迷惑をかける可能性がありますので、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の本件株主総会において、株主の皆様の賛否を確認することといたします。

6．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① Itso Limited〔割当数量：25,000,000 株〕

（1）	商号	Itso Limited
（2）	事業内容	株式投資業
（3）	設立年月日	1978 年 8 月 18 日
（4）	本店所在地	42/F., The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong
（5）	代表者の役職・氏名	1. Director Douglas CHEN Wai Huen, 2. Director Peter Anthony CURRY 3. Director Joseph TONG Tang
（6）	資本金	HK$2（20 円）
（7）	発行済株式数	2 株
（8）	純資産	HK$26,855,592.53（269,898,705 円）
（9）	総資産	HK$26,855,592.53（269,898,705 円）
(10)	決算期	12 月
(11)	従業員数	0 名
(12)	主要取引先	該当事項はありません。
(13)	大株主及び持株比率	Shipshape Investments Limited 100%
(14)	主要取引銀行	Standard Chartered Bank
(15)	当社との関係等	
	資本関係	割当予定先の全額出資親会社である Shipshape Investments Limited は、SUN HUNG KAI & CO. LIMITED の全額出資子会社です。SUN HUNG KAI & CO. LIMITED は、全額出資子会社である SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD を通じて当社の株式を 8.03%保有する第 1 位株主であります。
	人的関係	割当予定先の全額出資親会社である Shipshape Investments Limited は、SUN HUNG KAI & CO. LIMITED の全額出資子会社です。SUN HUNG KAI & CO. LIMITED が 58%出資する United Asia Finance Limited のマネージング・ディレクターである長原彰弘氏は当社の社外取締役であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

② Victory Domain Limited 〔割当数量：新株式 15,000,000 株、新株予約権 32,000 個〕

（1）	商号	Victory Domain Limited
（2）	事業内容	投資業
（3）	設立年月日	2011 年 9 月 12 日
（4）	本店所在地	47/F., China Online Centre, 333 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong
（5）	代表者の役職・氏名	Chairman　Chong Sok Un
（6）	資本金	US$1（78 円）
（7）	発行済株式数	1 株
（8）	純資産	US$1（78 円）
（9）	総資産	US$1（78 円）
(10)	決算期	6 月
(11)	従業員数	3 名
(12)	主要取引先	該当事項はありません。
(13)	大株主及び持株比率	Besford International Ltd.　100%
(14)	主要取引銀行	該当事項はありません
(15)	当社との関係等	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	割当予定先の全額出資親会社である Besford International Ltd. は COL Capital Limited の全額出資子会社です。当社は、COL Capital Limited が 100%出資する子会社の Join Capital Limited より US$1.4 百万（約 110 百万円）を借り入れております（2012 年 2 月末全額返済予定）
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③ のぞみ１号投資事業有限責任組合 〔割当数量：40,000,000 株〕

（1）	名称	のぞみ１号投資事業有限責任組合
（2）	所在地	東京都江戸川区東小岩一丁目２４番１５号
（3）	設立根拠等	投資事業有限責任組合法による
（4）	組成目的	普通株式、新株予約権、新株予約権付社債等を取得し、これらを保有して、その投下資本を回収することを目的とする。
（5）	組成日	平成 23 年 9 月 30 日
（6）	出資の総額	500 百万円
（7）	出資者・出資比率・出資者の概要	無限責任組合員であるのぞみ株式会社と、有限責任組合員（アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社及び Cher Yeong How）から出資されます。
（8）	業務執行組合員の概要	
	名称	のぞみ株式会社
	所在地	東京都江戸川区東小岩一丁目２４番１５号
	代表者の役職・氏名	代表取締役　船戸義徳
	事業内容	１．M&A に関する指導、仲介、斡旋 ２．経営・財務コンサルティング ３．不動産業務及びコンサルティング ４．投資助言・代理業
	資本金の額	1 百万円

（9）	当社との関係等	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（注）1. 本日以降、本件株主総会までに当社とのぞみ 1 号が引受契約を締結することを条件に、Cher Yeong How 氏がのぞみ 1 号との間で本件株主総会までに出資契約を締結し、出資金総額の 97.8%に相当する 489 百万円を払い込むことで合意しております。

2. 無限責任組合員であるのぞみ株式会社と有限責任組合員であるアイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社からは合計 11 百万円がすでに出資されております（出資割合：のぞみ株式会社 9.1%、アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 90.9%）。

3. Cher Yeong How 氏から上記金額が払い込まれた場合、最終的な出資割合は、のぞみ株式会社 0.2%、アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 2.0%、Cher Yeong How 氏 97.8%となります。

④ DRAGON CAPITAL LIMITED 〔割当数量：新株予約権 15,000 個〕

（1）	商号	DRAGON CAPITAL LIMITED
（2）	事業内容	投資業
（3）	設立年月日	1992 年 11 月 10 日
（4）	本店所在地	Room 2701 Office Tower, Convention Plaza, 1 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
（5）	代表者の役職・氏名	Managing Director　CHENG Lung Don
（6）	資本金	HK$9,200,000（92,460,000 円）
（7）	発行済株式数	9,200,000 株
（8）	純資産	HK$7,933,143.81（79,728,095 円）
（9）	総資産	HK$8,012,685.93（80,527,494 円）
(10)	決算期	4 月
(11)	従業員数	3 名
(12)	主要取引先	該当事項はありません。
(13)	大株主及び持株比率	PEH Kong Wan　86.96%
(14)	主要取引銀行	Standard Chartered Bank
(15)	当社との関係等	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑤ 天華行有限公司〔割当数量：新株予約権 16,500 個〕

（1）	商号	天華行有限公司
（2）	事業内容	投資業
（3）	設立年月日	2011 年 7 月 28 日
（4）	本店所在地	Room 1903, 19/F., Podium Plaza, 5 Hanoi Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong.
（5）	代表者の役職・氏名	Director　YU　Jin Yi

（6）	資本金	HK$10,000（100,500 円）
（7）	発行済株式数	10,000 株
（8）	純資産	HK$10,000（100,500 円）
（9）	総資産	HK$10,000（100,500 円）
(10)	決算期	6 月
(11)	従業員数	1 名
(12)	主要取引先	該当事項はありません。
(13)	大株主及び持株比率	YU　Jin Yi（100.00%）
(14)	主要取引銀行	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited（HSBC）
(15)	当社との関係等	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑥ Rainbow Oasis Investments Limited　〔割当数量：新株予約権 16,500 個〕

（1）	商号	Rainbow Oasis Investments Limited
（2）	事業内容	投資業
（3）	設立年月日	2011 年 7 月 18 日
（4）	本店所在地	1/385 Richardson Road, Mount Roskil, Auckland, 1041, New Zealand
（5）	代表者の役職・氏名	Director　SEO　Jun Kyoung
（6）	資本金	US$1,000（78,100 円）
（7）	発行済株式数	10,000 株
（8）	純資産	US$1,000（78,100 円）
（9）	総資産	US$1,000（78,100 円）
(10)	決算期	3 月
(11)	従業員数	1 名
(12)	主要取引先	該当事項はありません。
(13)	大株主及び持株比率	SEO　Jun Kyoung（100.00%）
(14)	主要取引銀行	Hang Seng Bank Limited
(15)	当社との関係等	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

※　上記日本円表示は、便宜的に 1US ドルを 78.10 円、1HK ドルを 10.05 円で換算し、小数点以下を四捨五入しております。

※　なお、当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、当社は警視庁で暴力団捜査係を主に 36 年間勤めた OB が反社会的勢力対策を主目的として設立した危機管理対策の指導を行う株式会社 PYRAMID（住所：東京都千代田区神田錦町三丁目 21 番、代表者：代表取締役 釘抜 克典）（以下、「PYRAMID」といいます。）に調査業務を依頼しました。その結果、割当先（法人の場合はその役員）の概況、関係者評、風評・評価等に関しては、犯罪歴のある者がおらず、反

社会的組織との交友の事実が認められないことを確認しております。詳細は、下記「（５）割当予定先の実態」をご参照下さい。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、営業赤字を生んできた体制から、事業の黒字化に向けて抜本的に転換するため、不採算の投資案件から撤退するとともに、厳しい収益環境の中、財務基盤を強化しつつ、新たな成長基盤を確立することが近年の経営課題でありました。当社は、このような経営課題を踏まえ、当社の企業価値を高めることを最優先に、既存株主の皆様からも歓迎されうる資本提携先を模索しながら、複数の候補先との接触を継続的に行ってきました。

現在の筆頭株主である SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED が所属するサンフンカイグループは香港の投資銀行業界の地場最大手です。Victory が所属する COL は香港を拠点に長年にわたって中国をはじめとするアジア投資を行い、豊富な経験、人脈、知識を有しています。本新株式の割当予定先として Itso 及び Victory を選定したのは、上記の通り、親会社であるサンフンカイグループ及び COL が優れた投資実績等を有していることに加え、親会社の方針として、完全子会社である Itso 及び Victory を海外投資先の管理会社として使用しているためであります。

また、現在の当社グループを取り巻く厳しい環境と当社が中国の資本市場を今後の重点市場と位置付けていることを踏まえ、財務基盤の強化と中国への事業進出の必要性を勘案して、当社社外取締役である長原彰弘氏より紹介された船戸義徳氏が代表をつとめるのぞみ株式会社が運営するのぞみ 1 号が具体的な割当予定先候補として取締役会で選定されました。当社は中国資本市場への進出に際し、羊子林氏と木内昭胤氏の現在までの経歴を踏まえれば、当社が日本企業の中国進出及び中国企業の日本進出の際に日中の架け橋になれると確信いたしました。また、当社はのぞみ 1 号が当社の大株主となってのぞみ株式会社が指名する者を当社の役員とした後も当社の経営を尊重し上場維持に理解を示していることも確認いたしました。

当社は割当予定先に対して払込資金の実在性に関して所要の確認を行った結果、払込期日において、総額８億円の払込が実行されるものと判断しております。

また、当社は、PYRAMID に調査業務を依頼し、割当先（法人の場合はその役員）の概況、関係者評、風評・評価等に関しては、犯罪歴のある者がおらず、反社会的組織との交友の事実が認められないことを確認しております。

これらを勘案すると、当社の財務基盤を強化しつつ、当社が今後の重点市場として明確に位置付けている中国進出を行うにあたり、サンフンカイグループ、COL、及びのぞみ 1 号は最適なパートナーと考えられ、双方の経営資源の共有と当社の財務基盤の強化を行うことが当社の企業価値の向上に資するものと判断し、Itso、Victory、及びのぞみ１号を割当予定先として選定いたしました。

さらに当社は、本新株式の第三者割当に加え、本新株予約権の割当予定先として、当社の事業方針、今後の事業展開をよく理解していただける先を模索してまいりました。そして当社は、既存株主の皆様にとって一度に大幅な株式の希薄化を生じることがない新株予約権の割当という形で、本新株式の割当予定先である Victory に加え、DRAGON 、天華行、Rainbow と合意に至ることができました。

本新株予約権の割当予定先である DRAGON は、香港、中国を中心とした投資事業の実績を有しております。当社代表取締役は DRAGON と長年懇意にしております。当社代表取締役が当社代表取締役に就任した後も、いくつかの中国案件において、日本で業務上のパートナーを探すなど、仲介業務を行いました。DRAGON に当社の事業の方向性などをご説明し、賛同を得、本新株予約権を引き受けて頂くことに合意したものです。

本新株予約権の割当予定先である天華行は、韓国の実業家一族の資産管理会社であり、投資事業を行っております。天華行のディレクターYU Jin Yi 氏は、当社幹部社員が韓国で創業したアパレル企業（現在は既に売却）に YU 氏の親族が勤務していたことを契機に同幹部社員と知り合い、10 年以上の付き合いになります。YU 氏及びその家族は韓国で実業家として不動産業などの事業を営んでいます。天華行に当社の事業の方向性及び財務状況をご説明し、当初は株式での資金調達に関して相談いたしましたが、当社の財務状況が悪いことを理由に断られ、新株予約権による割当となりました。

本新株予約権の割当予定先である Rainbow は、ニュージーランドに所在する投資会社です。Rainbow のディレクターSEO Jun Kyoung 氏は、上記アパレル企業の取引先にて当社幹部社員と知り合い、5 年以上の付き合いになります。SEO 氏はビジネス活動の拠点を韓国から中国に移し、現在は中国の広州、香港でアパレル製造販売及び貿易事業を営んでいます。Rainbow に当社の事業の方向性及び財務状況をご説明し、当初は株式での資金調達に関して相談いたしましたが、当社の財務状況が悪いことを理由に断られ、新株予約権による割当となりました。

当社は、Victory、DRAGON、天華行、Rainbow が当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示し、また、保有目的は純投資であり、当社経営に介入する意思がないと判断できたことから、当該 4 社を割当予定先として決定いたしました。また、当該 4 社には、本新株予約権の発行方法につき、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解をいただいております。

また、PYRAMID により、割当先（法人の場合はその役員）の概況、関係者評、風評・評価等に関しては、犯罪歴のある者がおらず、反社会的組織との交友の事実が認められないことを確認しております。

（注）本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

（3）割当予定先の保有方針

① 第三者割当による本新株式の発行

当社は、本新株式の各割当予定先から、本件第三者割当により取得する株式を 1 年間保有するロックアップ条項を本新株式に係る引受契約に設け、中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。（割当予定先 Itso の親会社であるサンフンカイグループが現在保有する当社株式、及び同グループが現在保有する当社第 8 回新株予約権の行使により割り当てられる当社株式は、同条項の対象ではありません。）また、当社と本新株式の各割当予定先は、各割当予定先が払込期日から 2 年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡の内容を当社に書面で報告すること、並びに、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定であります。

② 第三者割当による本新株予約権の発行

当社は、本新株予約権の各割当予定先に対し、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式に関して、中長期保有をお願いいたしました。しかし、各割当予定先からは、投資目的が純投資であるため、保有期間は市場動向等に基づいて決定され、短期で売却するとは限らないものの、中長期保有を確約することはできないとの回答がありました。また、本新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式を売却するにあたっては、最大限市場の動向に配慮する方針であることを確認しております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先の財務諸表の精査、面談・ヒアリング等を行うことによって、各割当予定先が本件第三者割当の払込を行うにあたって十分な資金を有しており、その意思もあることを確認しております。

①　第三者割当による本新株式の発行

（Itso Limited）（250,000,000 円）

Itso からは、本新株式割当に係る払込を行う旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 18 日、当社職員・櫛引秀夫（以下、「櫛引」といいます。）が、同社の 100%親会社であり香港メインボード上場企業であるサンフンカイのマネージング・ディレクター兼 Itso のディレクターである Joseph TONG Tang 氏との面談にて、サンフンカイが Itso に対して払込資金の融資を行うことになっていることを確認しております。また、サンフンカイのアニュアルレポート等により、2011 年 6 月期連結財務諸表における総資産の期末残高が 22,943.9 百万 HK$（約 2,305 億 8,600 万円）（2011 年 10 月末の為替相場 1HK$=10.05 円で換算。以下同じ。）、純資産の期末残高が 13,833.2 百万 HK$（約 1,390 億 2,300 万円）、現預金及び現金等価物の期末残高が 2,879.4 百万 HK$（約 289 億 3,700 万円）であることを確認しております。その結果、Itso の本新株式割当に係る払込が可能であると判断いたしました。なお、サン

フンカイが融資を行うための前提条件は、本件第三者割当が本件株主総会で承認されることです。

（Victory Domain Limited）（150,000,000 円）

Victory からは、本新株式割当に係る払込を行う旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 18 日、櫛引が、同社の 100%親会社であり香港メインボード上場企業である COL のチェアマン兼 Victory のチェアマンである Chong Sok Un 氏との面談にて、COL が Victory に対して払込資金の融資を行うことになっていることを確認しております。また、COL のアニュアルレポート等により、2011 年 6 月期連結財務諸表における総資産の期末残高が 4,441.6 百万 HK$（約 446 億 3,800 万円）、純資産の期末残高が 2,777.7 百万 HK$（約 279 億 1,600 万円）、現預金の期末残高が 94.8 百万 HK$（約 9 億 5,300 万円）であることを確認しております。その結果、Victory の本新株式割当に係る払込が可能であると判断いたしました。なお、COL が融資を行うための前提条件は、本件第三者割当が本件株主総会で承認されることです。

（のぞみ 1 号投資事業有限責任組合）（400,000,000 円）

本新株式割当に関し、のぞみ株式会社は、Cher Yeong How 氏から、のぞみ 1 号に 489 百万円を出資する旨のコミットメントレターを受領しております。その出資金額は、のぞみ 1 号の資金の 97.8%に相当する予定となっています。当社はのぞみ株式会社からそのコミットメントレターの写しの提供を受けております。

2011 年 11 月 21 日、櫛引はのぞみ株式会社代表取締役・船戸義徳氏とともに Cher Yeong How 氏を訪れ、同氏名義の金融機関月次計算書 6 ヵ月（2011 年 5 月～10 月）分において払込に十分な額の預金残高を維持していることを確認しました。同氏の説明によれば、金融機関口座内の資金は自己資金であるとのことです。確認した期間の預金残高がほぼ一定であったことから、口座内の資金は自己資金であると判断し、自己資金をもって当該払込ができる資産を有していると判断いたしました。また、面談において、本日以降、本件株主総会までに当社とのぞみ 1 号が引受契約を締結することを条件に、有限責任組合員である Cher Yeong How 氏がのぞみ 1 号との間で本件株主総会までに出資契約を締結し、489 百万円を払い込むことで合意している旨を確認しております。

なお、無限責任組合員であるのぞみ株式会社と有限責任組合員であるアイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社からは合計 11 百万円がすでに出資されております。

② 第三者割当による本新株予約権の発行（金額は全予約権を行使した場合のもの）

（Victory Domain Limited）（480,000,000 円）

本件株主総会で承認された場合、本新株予約権の発行価額は 0 円となるため、割当の際に当社に払い込まれる資金はありません。

割当後の本新株予約権の権利行使に関して、Victory からは、全ての本新株予約権を権利行使するために必要な金額の資金を拠出する準備がある旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 18 日、櫛引が、同社の 100%親会社であり香港メインボード上場企業である COL のチェアマン兼 Victory のチェアマンである Chong Sok Un 氏との面談にて、COL が Victory に対して払込資金の融資を行うことになっていることを確認しております。また、COL のアニュアルレポート等により、2011 年 6 月期連結財務諸表における総資産の期末残高が 4,441.6 百万 HK$（約 446 億 3,800 万円）、純資産の期末残高が 2,777.7 百万 HK$（約 279 億 1,600 万円）、現預金の期末残高が 94.8 百万 HK$（約 9 億 5,300 万円）であることを確認しております。その結果、Victory が取得した本新株予約権行使を全量権利行使するために十分な資金を保有していると判断いたしました。なお、COL が融資を行うための前提条件は、本件第三者割当が本件株主総会で承認されることです。

（DRAGON CAPITAL LIMITED ）(225,000,000 円)

本件株主総会で承認された場合、本新株予約権の発行価額は 0 円となるため、割当の際に当社に払い込まれる資金はありません。

割当後の本新株予約権の権利行使に関して、DRAGON からは、全ての本新株予約権を権利行使するために必要な金額の資金を拠出する準備がある旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 18 日、櫛引が、DRAGON のマネージング・ディレクターである CHENG Lung Don 氏

を訪ね、同社の金融機関月次計算書 6 ヵ月（2011 年 5 月～10 月）分を確認しました。同マネージング・ディレクターの説明によれば、当該金融機関口座内の資金は自己資金であるとのことです。当該期間における残高はほぼ一定しており、自己資金であると判断いたしました。また、スタンダード・チャータード銀行との借入約定書（ファシリティーレター）を確認し、同銀行からの借入をもって同社自己資金の不足分を補い、同社が取得した本新株予約権を全量権利行使するために十分な資金を保有していると判断いたしました。

（天華行有限公司）（247,500,000 円）

本件株主総会で承認された場合、本新株予約権の発行価額は 0 円となるため、割当の際に当社に払い込まれる資金はありません。

割当後の本新株予約権の権利行使に関して、天華行からは、全ての本新株予約権を権利行使するために必要な金額の資金を拠出する準備がある旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 19 日、櫛引が、天華行のディレクターYU Jin Yi 氏を訪ね、同氏が天華行に対して払込資金の融資を行うことになっていることを確認しました。また、同氏個人名義の金融機関月次計算書 6 ヵ月（2011 年 5 月～10 月）分を確認しました。同氏の説明によれば、当該金融機関口座内の資金は自己資金であるとのことです。口座内において十分な額の預金残高がほぼ一定の金額で維持されていることから、口座内の資金は同氏の自己資金であると判断し、天華行が同氏の自己資金から融資を受けることによって、同社が取得した本新株予約権を全量権利行使するために十分な資金を保有していると判断いたしました。なお、同氏が融資を行うための前提条件は、本件第三者割当が本件株主総会で承認されることです。

（Rainbow Oasis Investments Limited）（247,500,000 円）

本件株主総会で承認された場合、本新株予約権の発行価額は 0 円となるため、割当の際に当社に払い込まれる資金はありません。

割当後の本新株予約権の権利行使に関して、Rainbow からは、全ての本新株予約権を権利行使するために必要な金額の資金を拠出する準備がある旨のコミットメントレターを受領しております。

2011 年 11 月 19 日、櫛引が、Rainbow のディレクターSEO Jun Kyoung 氏を訪ね、同氏が Rainbow に対して払込資金の融資を行うことになっていることを確認しました。また、同氏個人名義の金融機関月次計算書 6 ヵ月（2011 年 5 月～10 月）分を確認しました。同氏の説明によれば、当該金融機関口座内の資金は自己資金であるとのことです。口座内において十分な額の預金残高がほぼ一定の金額で維持されていることから、口座内の資金は同氏の自己資金であると判断し、Rainbow が同氏の自己資金から融資を受けることによって、同社が取得した本新株予約権を全量権利行使するために十分な資金を保有していると判断いたしました。なお、同氏が融資を行うための前提条件は、本件第三者割当が本件株主総会で承認されることです。

（５）割当予定先の実態

各割当予定先は、議決権行使等の意思決定に関して完全に独立しており、1 社が他社の意思決定に対して強制力、支配力等を有することはありません。

（Itso Limited）

当社は、Itso に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

（Victory Domain Limited）

当社は、Victory に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

（のぞみ１号投資事業有限責任組合）

当社は、のぞみ１号の全組合員（組合員が法人の場合は法人とその代表者）及び業務執行組合員（法人とそ

の代表者）に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同組合、及び同組合の主な出資者が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

（DRAGON CAPITAL LIMITED）

当社は、DRAGON に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

（天華行有限公司）

当社は、天華行に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

（Rainbow Oasis Investments Limited）

当社は、Rainbow に関して、①専門機関である株式会社 PYRAMID に調査を依頼し、また、②当社の限定された調査期間及び調査能力のもとで、新聞・雑誌記事及びインターネット検索等、可能な限りの調査を行いました。その結果、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係のある取引先にも該当しないと判断いたしました。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 23 年 9 月 30 日現在）		募　集　後	
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD	8.03%	のぞみ１号投資事業有限責任組合	22.87%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1	4.21%	SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD（注１）	18.65%
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH	3.38%	Victory Domain Limited	8.57%
EFG BANK AG, HONG KONG A/C CLIENT	3.23%	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1	2.28%
楽天証券株式会社	1.73%	BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT SINGAPORE BRANCH	1.83%
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1.54%	EFG BANK AG, HONG KONG A/C CLIENT	1.75%
町田 隆司	1.47%	楽天証券株式会社	0.94%
株式会社タクエー	1.26%	CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	0.83%
REIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG CLIENT A/C	1.21%	町田 隆司	0.80%
窪田 康弘	1.14%	株式会社タクエー	0.68%

（注１）Itso に割り当てられた新株式は、株主名簿上、現在の第 1 位株主である SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD の名義で表示されます。両社はともにサンフンカイの 100%子会社であり、重要事項の決定権・執行権はサンフンカイが握っているため、実質的に同一であります。

（注２）新株予約権については長期保有を約していないため、潜在株式数を反映しておりません。

８．今後の見通し

本件第三者割当は、本件株主総会に付議され、特別決議による承認を得ることを条件とするものです。本件第三者割当は、当社事業の強化、財務体質の強化に寄与すると考えられますが、平成 24 年 3 月期の業績への具体的な影響額については現時点では未定です。確定した後に速やかに公表いたします。また、本件第三者割当実行後、当社、サンフンカイグループ、COL、及びのぞみ株式会社との間で、上記「２．募集の目的及び理由」に記載の各業務内容を速やかに実行していく予定です。

（企業行動規範上の手続き）

○　企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による希薄化率は、本件第三者割当に係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数 948,443 個を前提とすると 168.70%となり、希薄化率が 25%以上となります。既存株主の皆様に大きな影響が生じることに鑑み、本件第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様のご承認を得るべく、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくこととといたします。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結売上高	8,125 百万円	8,282 百万円	3,753 百万円
連結営業利益	▲470 百万円	▲44 百万円	▲790 百万円
連結経常利益	▲547 百万円	▲158 百万円	▲843 百万円
連結当期純利益	▲1,277 百万円	▲2,524 百万円	▲1,678 百万円
１株当たり連結当期純利益	▲13.47 円	▲26.62 円	▲17.70 円
１株当たり配当金	－円	－円	－円
１株当たり連結純資産	48.86 円	24.46 円	4.68 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	94,863,629 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	70,000,000 株	73.7%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始　　値	46円	12円	16円
高　　値	71円	41円	19円
安　　値	7円	10円	7円
終　　値	12円	16円	11円

⑦ 最近6ヵ月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始　　値	12円	13円	15円	16円	15円	14円
高　　値	18円	22円	24円	17円	16円	25円
安　　値	11円	13円	13円	14円	14円	13円
終　　値	14円	14円	17円	15円	15円	17円

⑧ 発行決議日前営業日株価

	平成23年12月21日
始　　値	15円
高　　値	16円
安　　値	15円
終　　値	15円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

１０．主要株主の異動

（1）異動が生じる経緯

本新株式の割当予定先であるのぞみ 1 号及び Itso（注）は、今回の引受及び払込（のぞみ 1 号 40,000,000 株、Itso 25,000,000 株）により、当社株式をそれぞれ 40,000,000 株、32,621,400 株所有することになり、議決権所有割合はそれぞれ 22.87%、18.65%となる見込みです。したがって、今回新たにのぞみ1号は主要株主である筆頭株主に、Itso は主要株主となる見込みです。

（注）Itso に割り当てられた新株式は、株主名簿上、現在の第 1 位株主である SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD の名義で表示されます。両社はともにサンフンカイの 100%子会社であり、重要事項の決定権・執行権はサンフンカイが握っているため、実質的に同一であります。

（2）新たに主要株主となる者の名称等

（その1）新たに主要株主である筆頭株主となる者の名称等

① 名 称：のぞみ1号投資事業有限責任組合

② 住 所：東京都江戸川区東小岩一丁目２４番１５号

③ 主な事業内容：投資事業組合財産の運営管理

④ 異動前後における所有議決権数（所有株式数）及びその議決権総数（発行済株式数）に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合※	大株主順位
異動前 （平成 23 年 9 月 30 日現在）	0 個 （0 株）	0%	-
異動後	400,000 個 （40,000,000 株）	22.87%	第 1 位

※ 平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数　94,863,629 株

（その 2）新たに主要株主となる者の名称等

① 名称：SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LTD

② 住所：42/F., The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong

③ 主な事業内容：証券会社グループ一員としての資産管理他

④ 異動前後における所有議決権数（所有株式数）およびその議決権総数（発行株式数）に対する割合

	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合※	大株主順位
異動前 （平成 23 年 9 月 30 日現在）	76,214 個 （7,621,400 株）	8.03%	第 1 位
異動後	326,214 個 （32,621,400 株）	18.65%	第 2 位

※ 平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数　94,863,629 株

（3）異動予定年月日

平成 24 年 2 月 17 日

（4）今後の見通し

本件（主要株主の異動）に伴う業績への影響はありません。

発行要項

（新株式）

（1）	募集株式の種類・数	普通株式　80,000,000 株
（2）	払込金額	1 株につき 10 円
（3）	払込金額の総額	800,000,000 円
（4）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額　1 株につき 5 円（総額 400,000,000 円） 増加する資本準備金の額　1 株につき 5 円（総額 400,000,000 円）
（5）	募集方法	第三者割当の方法によります。
（6）	申込期日	平成 24 年 2 月 24 日
（7）	払込期日	平成 24 年 2 月 24 日
（8）	割当予定先及び割当株式数	Itso Limited　25,000,000 株 Victory Domain Limited　15,000,000 株 のぞみ 1 号投資事業有限責任組合　40,000,000 株
（9）	その他	上記各号については、当社臨時株主総会（平成 24 年 2 月 17 日開催予定）において第三者割当に関する議案が承認されること、及び、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。

（新株予約権）

1. 新株予約権の名称　アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　0円
3. 申込期日　平成24年2月24日
4. 割当日および払込期日　平成24年2月24日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、本新株予約権を

Victory Domain Limited	32,000個
DRAGON CAPITAL LIMITED	15,000個
天華行有限公司	16,500個
Rainbow Oasis Investments Limited	16,500個

に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
   (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
   (2) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額（ただし、第10項によって調整された場合は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下、「交付株式数」という。）とする。この場合に１株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
7. 本新株予約権の総数　80,000個
8. 各本新株予約権の払込金額　本新株予約権については、金銭の払込みを要しないこととする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
   (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、15,000円とする。
   (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、15円とする（以下、「当初行使価額」という。）。ただし、行使価額は、第10項の定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
    (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

    (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
    ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、平成23年12月22日開催の取締役会の決議に基づく新株式発行に係る募集、及び、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込

期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2 位まで算出し、小数第2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日が

ない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使請求期間

平成24年2月24日から平成26年2月23日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1カ月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり0円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または会社法第454条第5項 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第 11 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

株券は発行されず、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する

20. 行使請求受付場所

名義書換代理人　中央三井信託銀行株式会社　証券代行部

21. 払込取扱場所

三井住友銀行五反田支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考にすると、本新株予約権1個の払込金額は144円と算定されたが、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、平成24年2月17日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当による新株予約権発行に関する議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以　上